

特定粉じん排出作業 届出の手引き

平成26年6月
那覇市 環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 届出対象	1
3. 事前調査の実施および説明	2
4. 事前調査結果の掲示	2
5. 特定工事にかかる説明事項	2
6. 届出について	
1) 届出書類	3
2) 届出の流れ	4
7. 作業基準	4
8. 特定粉じん排出等作業の立入検査	6
9. 計画変更等の命令等	12

1 はじめに

大気汚染防止法では、「特定粉じん排出作業」が適切に行われるよう、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者（他の者から請け負った者を除く。）又は請負契約によらないで自ら施工する者に、事前の届出の義務を課している。また、受注者は作業基準を遵守しなければならない。

※特定粉じん：石綿その他の人の健康に係る被害を発生する恐れがある物質（法第2条第9項）

2 届出対象

特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）を解体、改造又は補修する作業（施行令第3条の4）

（法施行令第3条の3）

特 定 建 築 材 料		
①吹付け石綿	②石綿を含有する断熱材	③石綿を含有する保温材
④石綿を含有する耐火被覆材		

※石綿の含有率が0.1重量%を超えるもの。

（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011）

特定建築材料	建 築 材 料 の 具 体 例
①吹付け石綿	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式、湿式)、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材
②石綿を含有する断熱材	屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材
③石綿を含有する保温材	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
④石綿を含有する耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材

※石綿含有スレート波板、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有ビニール床タイルなどの石綿含有成形板、石綿含有ガスカート、石綿含有パッキンなど非飛散性石綿含有製品は、原則として特定建築材料には含まれないため、大気汚染防止法に基づく届出の必要はない。

※配管等のエルボー部分のみに使用されている石綿を含有する保温材を、非石綿部分で切断して除去する場合で、特定粉じん飛散のおそれがない場合は、特定粉じん排出等作業に該当しないため、大気汚染防止法に基づく届出の必要はない。

（補足）

建設業労働災害防止協会による石綿防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分 レベル1・・・石綿含有吹き付け材（発じん性：著しく高い） レベル2・・・石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材（発じん性：高い） レベル3・・・その他の石綿含有建材（発じん性：比較的低い）

特定建築材料＝レベル1、2

※レベル3（非飛散性石綿含有製品）の解体作業は届出不要だが、石綿飛散防止対策マニュアル等に基づき作業を実施

建築物：建築基準法第2条第1号に規定される「建築物」のほか、建物に設ける「建築設備」（電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突等） 工作物：道路、橋、堤防などの建造物、排水用トンネル、堤防内の埋管、崖のコンクリート擁壁、電柱及び電線など（民法や過去の判例によるものを基本とする）
--

（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011）

3 事前調査の実施および説明

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 7)

解体等工事の受注者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行い、発注者に対し、調査結果について、以下の事項を記載した書面を交付し説明しなければならない。

- 1 調査を終了した年月日
- 2 調査の方法
- 3 調査の結果

※解体等工事の発注者は、調査に要する費用を適正に負担することその他の当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。(法第 18 条の 17 第 2 項)

特定工事に該当しないことが明らかな建設工事（事前調査の義務なし）

(法施行規則第 16 条の 5)

- 1 平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの。
- 2 建築物等のうち平成 18 年 9 月 1 日以降に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修の工事に着手したものを改造し、又は補修する作業を伴う解体工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物（平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの。

4 事前調査結果の掲示

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 9・10)

法第 18 条の 17 の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、以下の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。掲示は、掲示板を設けることにより行うこととする。

- 1 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
- 2 調査を終了した年月日
- 3 調査の方法
- 4 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

5 特定工事にかかる説明事項

(法第 18 条の 17、法施行規則第 16 条の 8)

解体等工事が特定工事に該当するときは、以下の事項を記載した書面を交付し、これらの事項について発注者に説明しなければならない。

- 1 特定粉じん排出等作業の種類
- 2 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 3 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用個所及び使用面積
- 4 特定粉じん排出等作業の方法
- 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- 6 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 7 特定工事を施工をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 8 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

6 届出について

特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業を実施する場合は、作業開始の **14 日前まで**に発注者等が届け出なければならない。ただし、委任状があれば受注者が届け出ることができる。

1) 提出書類

届出書類は、全届出において正本に写しを1部添えて提出（規則第13条）

（法第18条の15 施行規則第10条の4）

書 類	記 入 事 項 等
届 出 書 様式第3の4	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	2 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	3 特定工事の場所
	4 特定粉じん排出等作業の種類(解体作業、改造・補修作業等)
	5 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	6 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類(吹付け石綿、断熱材、保温材、耐火被覆材)並びにその使用箇所及び使用面積
別 紙	7 特定粉じん排出等作業の方法
添付書類	8 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
	9 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
	10 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	11 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
その他 提出書類	①掲示板の掲載案（事前調査の結果、特定粉じん排出等作業の届出の内容） ②作業に使用する資材等のカタログ ③特定建築材料が判断できる設計図書か分析結果（計量証明書）の写し ④作業に伴う石綿濃度測定計画及び測定箇所を示す見取図 （作業後に測定結果を環境保全課に提出） ※下記の書類は、参考資料として提出 ⑤特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する書類（講習会の修了証等） ⑥作業に伴い発生する廃棄物の処理計画、運搬経路を示した図及び産業廃棄物処理業者の許可証の写し ⑦廃棄物を県外に搬出して処理する場合、搬出先の自治体に提出した事前協議書等の写し（事前協議が必要な場合） ⑧その他、市長が必要とする資料

※ 同一敷地内であれば、複数の建築物等の解体、改造・補修作業を行う場合でも一つの届出書にまとめてもよい。（法施行規則第13条第4項）

※ 特定建築材料の除去等作業を行う場合には、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への届出が別途必要。

※ 非飛散性の石綿含有製品の除去等においても石綿飛散防止対策マニュアル等に基づいて除去等作業を実施すること。

<周辺環境の測定について>

※ 複数の工期に分けて除去作業を行う場合や除去作業が長期に及ぶ場合は、周辺環境への影響を把握する上で、適切な頻度で測定をしてください。

※ 作業終了後、測定結果を環境保全課に速やかに報告してください。

※ 異常値がみられた場合は直ちに作業を中断し、必要な対応措置を講ずるとともに、速やかに環境保全課に通報すること。

2) 届出の流れ

①提出された届出書が形式上の要件、大防法の規定する要件（排出基準等）を満たしていれば、收受。受理書の発行や審査完了通知はありません。



②除去作業の準備が出来次第、現場に立入検査を実施。作業基準を遵守しているかチェック



③除去作業後、作業に伴う石綿濃度測定結果を市に提出

7 作業基準

特定工事を施工する者は、作業基準を遵守しなければならない（法 18 条の 17）

別表第七 （施行規則第十六条の四関係）

作業の種類	作業等の基準
<p>全ての特定粉じん排出等作業</p>	<p>見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。<u>※見やすい場所に掲示する。</u></p> <p>イ ・届出年月日 ・届出先 ・届出者の氏名又は名称 ・届出者の住所 ・法人にあっては、代表者の氏名</p> <p>ロ 作業実施期間</p> <p>ハ 作業の方法</p> <p>ニ ・現場責任者の氏名 ・現場責任者の連絡場所</p>
<p>1 除去作業 （2、3号に掲げるものを除く）</p>	<p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(作業場)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が</p>

		<p>認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p>
2	断熱材、保温材および耐火被覆材等の、掻き落とし、切断、又は破砕以外による除去作業	<p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p>
3	解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の解体に当たり、予め特定建築材料の除去が著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	囲い込み、封じ込め作業	<p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからチまでに掲げる事項を順守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからチまでに掲げる事項を順守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

- ・令第三条の四第一号に掲げる作業：解体作業
- ・令第三条の四第二号に掲げる作業：改造又は補修作業

解体作業 → 基本、特定建築材料は除去しなければならない（例外有：エルボー等）
改造・補修作業 → 除去以外に囲い込みまたは封じ込めの処理工法を選択できる

8 特定粉じん排出等作業の立入検査（根拠：大防法第 26 条）

除去作業の準備作業が終了次第（除去作業の前）、立入検査を行う。

※労基署と一緒に立入検査を実施。

※法は「緊急な必要」がある場合、立入検査ができると記載されているが、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011（P29）」では、「作業基準の遵守状況等について把握するため、現場へ立入検査を行うことができる」と解釈。

○チェック項目

規則第 16 条の 4（作業基準）を遵守しているかチェック！

※作業によって、該当するチェック項目が変わります。起案資料の「届出審査表」参照。

- ① 掲示板の掲載内容および掲載場所は適正か
- ② 石綿の有無を事前調査し、発注者へ説明しているか
- ③ 事前調査の結果を掲示しているか
- ④ 除去を行う場所（作業場）を他の場所から隔離しているか
- ⑤ 作業場の出入り口に前室を設けているか
- ⑥ 作業場内に集じん・排気装置を設置しているか
- ⑦ 日本工業規格 Z8122 に規定する HEPA フィルターを使用しているか
- ⑧ 作業場及び前室が負圧に保たれているか
- ⑨ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化しているか
- ⑩ 作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器により漏洩を監視しているか。
- ⑪ 特定建築材料の除去後、飛散防止のための薬液等を散布し、特定粉じんを処理しているか
- ⑫ 運搬時等の大気中への飛散防止対策 ※基準外

※起案資料の「届出審査表」

「囲い込み・封じ込めの場合、特定建築材料の劣化の状況等を確認しているか」
「最終処理方法」は届出資料でチェック。現場での確認事項はなし。

①掲示板の掲載内容および掲載場所は適正か



(掲載内容)

届出年月日、届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、特定粉じん排出等作業の実施の期間、特定粉じん排出等作業の方法、現場責任者の氏名及び連絡場所

事前調査の結果 (①調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
②調査を終了した年月日 ③調査の方法 ④特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類)

(その他)

- ・ 掲示板様式なし (届出写し可)
- ・ 公衆に見やすい場所に掲示板を設置しているか

②除去を行う場所 (作業場) を他の場所から隔離しているか



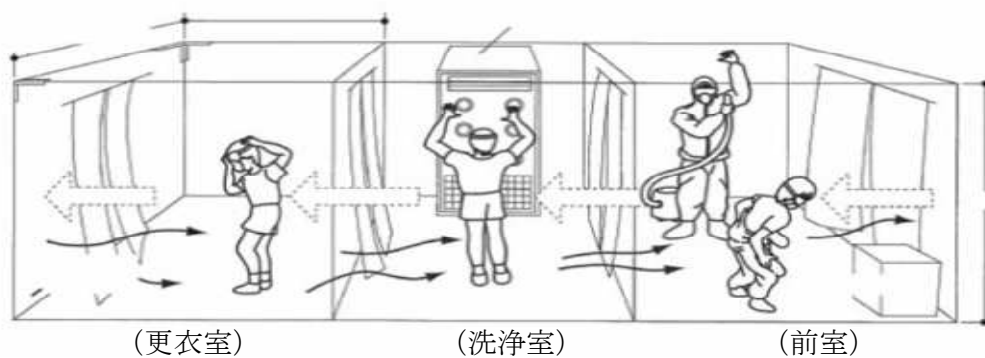
- ・ プラスチックシートを用いて、作業場を密閉養生
- ・ シートの厚さは壁面に使用する場合 0.08mm以上、床に使用する場合 0.15 以上のものを2枚重ねとする。床面は壁にそって30cm折り返す(30cm上まで貼る)。
- ・ 養生されていない配管などは、特別管理産業廃棄物として処理するよう指示

(負圧)



- ・ビニールシートが作業場内（内側）にはらんでいるか
- ・差圧計が-2～-5 Pa（目安）表示になっているか

③作業場の出入り口に前室（セキュリティーゾーン）を設けているか



・エアシャワーの代替措置として、シャワー（水）を設置する場合



排水される水が右上の濾過機材に接続されているか確認

④作業場内に集じん・排気装置を設置しているか



・前室から最長距離（一番奥）に設置

⑤日本工業規格 Z8122 に規定する HEPA フィルターを使用しているか



・集じん・排気装置に使用

・交換時期 HEPA フィルタ⇒500 時間、1 次フィルタ⇒1 日 3~4 回、2 次フィルタ⇒1 日 1 回

⑧作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器により漏洩を監視しているか。

リアルタイムファイバーモニタ

パーティクルカウンター

デジタル粉じん計



⑥除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化しているか

⑦特定建築材料の除去後、飛散防止のための薬液等を散布し、特定粉じんを処理しているか



・計画通りに薬液が確保されているか確認 ※立入検査時は、未だ湿潤化していない

⑧運搬時等の大気中への飛散防止対策



・二重梱包用の袋。黄色の袋に除去したアスベストを入れ、透明の袋で二重梱包
※セメントで固形化して運搬する際には不要

(その他)

○除去方法：グローブバック



隔離は、除去部分のみ。前室、負圧、HEPA フィルタは不要。除じんは真空掃除機で行う。

○配管等のエルボー部分（角部分のみで石綿を含有する保温材使用）



非石綿部分を切断し、飛散の恐れがない場合（掻き落とし、切断、破碎によらない除去）は、届出不要。

※ほとんどの業者は費用を安く抑えるために、エルボーが多ければ、除去。少なければ特管として処理している。

9 計画変更等の命令等

		勧告・命令の基準	勧告・命令の内容	罰 則
特定粉じん排出等作業	計画変更命令	届出の際、作業基準に適合しないと認められる場合	排出等作業の方法に関する計画の変更	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	作業基準適合命令等	作業基準を遵守していないと認められる場合	作業基準に従うこと、又は排出等作業の一時停止	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金